

鉄道ふれあいフェア開催事業業務委託要求水準書

1 件名

鉄道ふれあいフェア開催事業業務

2 履行期間

契約締結日から令和6年2月29日まで

3 目的

JR東日本大宮総合車両センターが主催する「JRおおみや鉄道ふれあいフェア」と同日にイベントを開催することで、本市の持つ「鉄道文化」、「鉄道のまち大宮」を広くPRし、併せて市内の地域資源の情報発信を行うことにより、大宮駅周辺の商店街・商業施設の誘客を促進することで、地域経済の活性化を図る。

4 イベントの概要

(1) 開催日時

令和5年11月25日(土) 9時30分から16時00分

(2) 開催場所、内容

① 鐘塚公園

(会場イメージ) 概ね小学生以下の子ども(以下「子ども」という。)連れグループ(三世代家族客等)が楽しめる会場

(内容) 飲食出店、さいたまスイーツ出店、ステージイベント、物販・啓発ブース、来場者用飲食スペース等を予定

② 大宮駅東口銀座通り

(会場イメージ) 世代を問わず来街者が楽しめる会場

(内容) 地元商店街等による出店、東北・上越・北陸の新幹線沿線都市等の魅力を発信する物産販売等、ミニステージイベント、ミニ新幹線乗車体験などの実施を予定(ミニ新幹線乗車体験の設営・撤収及び管理・運営についてはJRで実施)

③ 大宮駅東西自由通路

(会場イメージ) 各イベント会場への玄関口、さいたま市及び鉄道文化のPR

(内容) さいたま市をPRするコーナー、展示等の企画を予定

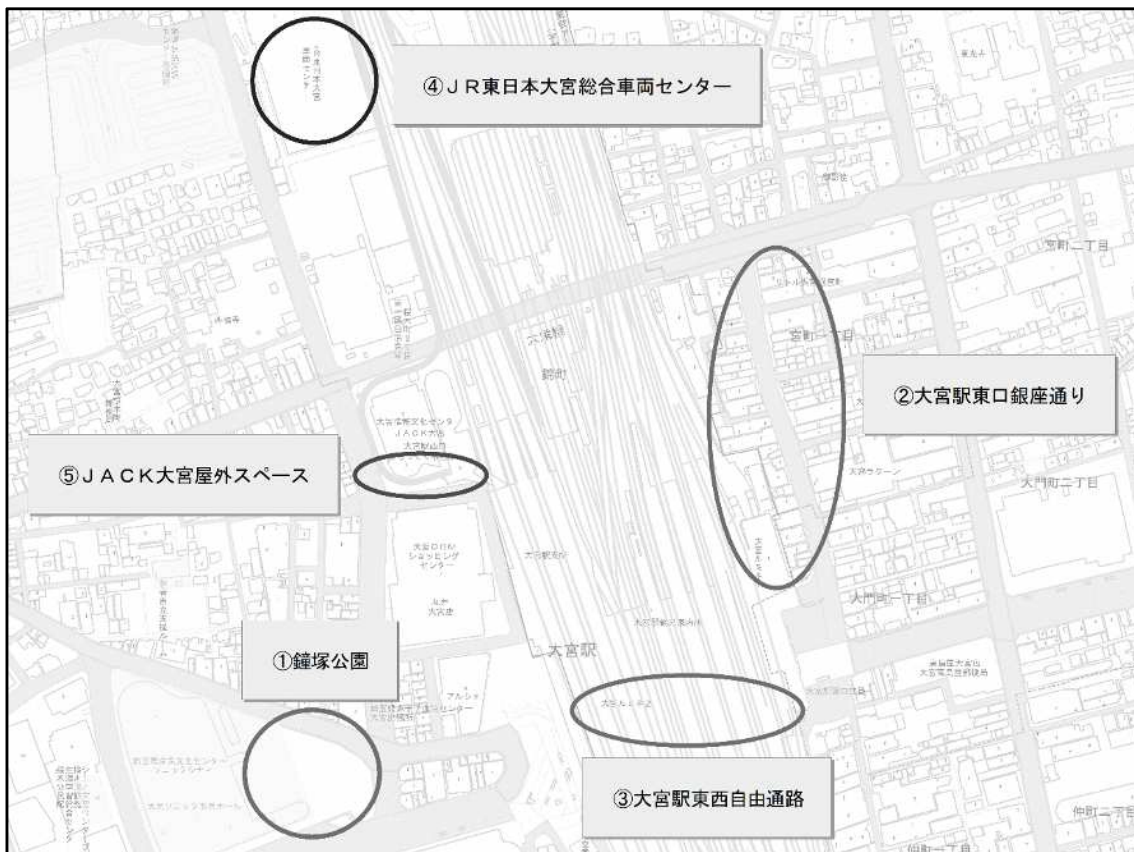
④ JR東日本大宮総合車両センター(JR東日本大宮総合車両センターによる実施)

(内容) 車両展示や乗車体験、鉄道グッズ販売などを予定

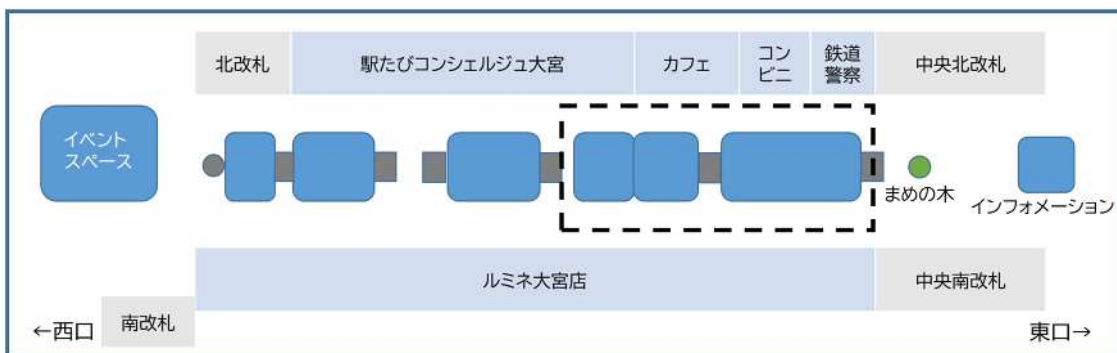
- ⑤ JACK大宮屋外スペース（（一財）さいたま市都市整備公社による実施）
（内容）子どもが楽しめるイベントを実施予定

なお、上記①から⑤の場所については以下の【図1】、③の会場スペースについては【図2】の破線内（予定）を指すものとする。

【図1】



【図2】



(3) 関連イベント等

① オープニングセレモニー

大宮駅東西自由通路にて、イベントの開催にあたり、さいたま市長、JR東日本大宮支社長等によるオープニングセレモニーを予定。

② 会場内及び周辺商店街への誘客・回遊促進を目的とした企画

11月25日を含む連続した10日以内の期間で、会場内及び周辺商店街への回遊の促進を目的とした、鉄道に関する内容を含む誘客策の実施。

5 業務内容

「4イベントの概要」を実施するにあたり、イベント全体の進行・調整に係る管理業務、イベント全体の会場設営・警備・清掃に係る運営業務、及びイベントを構成する各項目における企画提案を実施するものとする。

なお、イベント全体の雰囲気づくり及び企画にあたっては、「鉄道のまち大宮」のイメージ及び4(2)で示した会場イメージに配慮すること。

(1) イベント全体の企画・運営業務

- ① イベント全体が円滑に進行されるようさいたま市及びイベント内各項目間、関係者間等の連絡調整及び管理業務（必要な人員配置含む）
- ② イベント全体の設営・撤去に係る業務
- ③ 実施に関する対応（関係機関との調整、必要物品の手配など）
- ④ 開催本部、警備本部、救護室、控室等、イベントに必要な部署及び関係備品等の手配、配置、管理
- ⑤ 安全管理及び消防、保健所等への必要書類の作成調整
- ⑥ 警備計画等の実施計画書、各種マニュアル等必要資料の作成及び提出
- ⑦ 成果物「6-(1)(2)」の作成
- ⑧ 以下の「5-(2)～(7)」における企画提案及び管理業務

(2) 鐘塚公園

① 会場全体

会場全体のレイアウトについて提案する。

その際、来場者用飲食スペース（例：子ども連れグループがくつろげる芝生エリアなど）、さいたまスイーツ出店エリア（5者程度を想定）を設けること。

なお、出店者の一部は市で募集を行い、出店者数は20者（飲食出店者含む）を見込む。出店に係る設営に関する費用等は含むが、出店にあたり必要な機材等の費用は出店者の自己負担とする。

② ステージイベント

本市の持つ「鉄道文化」、「鉄道のまち大宮」のイメージに配慮し、ステージイベン

トの企画や実施計画を提案する。その際、子どもが楽しめるプログラムを2つ以上入れること。また、ステージの進行管理を行うこと。

③ 飲食出店

当該事業の趣旨に沿った出店者の提案をする。(8者程度)

その際、鉄道文化、地域経済の活性化及び会場イメージに配慮した内容とすること。また、企画提案内容についての手配(出店交渉や調整、問い合わせ対応等)を行う。

④ 飲食出店(さいたまスイーツエリア)

さいたまスイーツウェブサイト(<https://saitamasweets.com/>)に掲載されている店舗から出店者の提案をすること。(2者以上)

その際、鉄道文化、地域経済の活性化及び会場イメージに配慮した内容とすること。また、企画提案内容についての手配(出店交渉や調整、問い合わせ対応等)を行う。

⑤ 体験、ワークショップ等(3者程度)

本市の持つ「鉄道文化」、「鉄道のまち大宮」のイメージに配慮し、子どもから楽しめる体験、ワークショップ等の提案を行う。また、企画提案内容についての手配(出店交渉や調整、問い合わせ対応等)を行う。

(3) 大宮駅東口銀座通り

① 会場全体

会場全体のレイアウトについて提案すること。

なお、出店者の一部は市で募集を行い、出店者数は20者(飲食出店者含む)を見込む。出店に係る設営に関する費用等は含むが、出店にあたり必要な機材等の費用は出店者の自己負担とする。

また、交通規制実施に関する対応(事前の看板設置、当日の誘導員の配置、バリケードの設置など)を行うこと。

② ステージイベント

地元商店街と調整のうえ、ステージイベントの企画や実施計画を作成する。また、ステージの進行管理を行うこと。

③ 飲食出店

当該事業の趣旨に沿った飲食に係る出店者の提案をすること。(5者程度)

その際、鉄道文化、地域経済の活性化及び会場イメージに配慮した内容とすること。また、企画提案内容についての手配(出店交渉や調整、問い合わせ対応等)を行う。

④ 鉄道関連コンテンツ

本市の持つ「鉄道文化」、「鉄道のまち大宮」のイメージに配慮したコンテンツの提案を行う。また、企画提案内容についての手配(出店交渉や調整、問い合わせ対応等)を行う。

(4) 大宮駅東西自由通路（中央コンコース）

① イベントインフォメーション（総合案内所）

J R大宮駅と調整のうえ、設営から撤収までの運営・管理を行う。（運営に必要な資材（パンフレットラック等）の準備、設営、撤収を含む）

② さいたま市PRコーナー

J R大宮駅と調整のうえ、設営から撤収までの運営・管理を行う。（必要な資材等の準備、パネル等の設営、撤収を含む）

③ 鉄道風景写真等展示

写真パネル展示作業、展示物の回収作業は㈱タムロンが行う。ただし、展示にあたって必要な機材等（展示ボード、ライト等）を用意し、J R大宮駅と調整のうえ、設営、撤収すること。写真パネル点数は約50点を見込む。

④ 鉄道関連コンテンツ

本市の持つ「鉄道文化」、「鉄道のまち大宮」のイメージに配慮したコンテンツの提案を行う。また、企画提案内容についての手配（出店交渉や調整、問い合わせ対応等）を行う。

(5) 関連イベント

① オープニングセレモニー

セレモニーの準備から設営、実施、終了までの管理・運営（必要な機材、司会等の準備等）を行うこと。

② 会場内及び周辺商店街への誘客・回遊促進を目的とした企画

11月25日を含む連続した10日以内の期間で、目的の達成のための企画を提案すること。その際、抽選で景品が当たるプレゼント企画を含む内容とし、景品についても鉄道関連の内容を含むものとする。また、企画提案内容についての手配（調整、問い合わせ対応等）を行うこと。

(6) その他

① パンフレット等作成

パンフレット等はJ Rとの共同作成とする。J Rと連絡調整のうえ、当該事業の目的に沿ったデザインとすること。なお、部数は10,000部、費用は266,000円を見込むこと。

② イベント保険加入

企画提案した内容を網羅すること。

③ イベント全体の警備業務の実施

J A C K大宮屋外スペース、J R東日本大宮総合車両センターを除く

④ イベント全体の清掃業務の実施

JACK大宮屋外スペース、JR東日本大宮総合車両センターを除く

- ⑤サイン類作成
- ⑥来場者数のカウント（屋外イベントの一般的な集計方法）と報告
- ⑦（6）②実施後の効果測定

6 成果物

- (1) 完了報告書
- (2) 事業実施報告書
 - ① 完了報告書写真 2部
 - ② 事業報告書 A4判数枚程度 5部
 - ③ 全体収録（簡易編集） 電子媒体（DVD等） 2セット

7 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務完了後、業務完了報告書を提出し、当市の確認検査を経た後、一括払いとする。

8 その他

- (1) 本要求事項に記載のない事項及び疑義がある場合は、担当者と事前に協議し、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、業務の全部を一括して、または業務の監督管理に係る部分等業務の主たる部分を再委託してはならない。業務の一部を再委託するときは、あらかじめ、委託者の承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は、事業実施にあたり、適宜、委託者と協議を行うものとする。
- (4) 受託者において本要求事項で定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、委託者は再調査の実施又は業務の中止を受託者に命じることがある。
- (5) 受託者は業務遂行中、不測の事故等が発生した場合には、直ちにさいたま市へ連絡するとともに、適切な処理を行わなければならない。
- (6) 本事業を行うにあたり第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託料に含む。
- (7) 本事業に関する著作権、その他の権利は、全てさいたま市に帰属するものとする。ただし、さいたま市が必要とする場合、許可の上使用することを認めるものとする。
- (8) 受託者は、当該業務の遂行に際して知り得た情報等については、いかなる理由をもっても委託業務期間中及び委託業務期間終了後において、第三者に漏らしてはならない。
- (9) 新型コロナウイルス感染症の状況、大規模災害や気象警報発生時等により本業務

の実施を延期又は中止すると委託者が判断した場合（受託者の責めによる場合を除く）は、受託者は業務が完了している部分の業務報告を行い、委託者が適正と認めた場合に限り業務を完了した部分についての委託料を支払うものとする。中止の連絡が当日の場合においては、契約金額の総額の範囲内で、受託者と協議して取り決めた金額を支払うものとする。なお、その際には必ず、受託者は完了した業務及び金額の内訳が分かるものを提出することとする。